

長寿医療制度のお知らせ (後期高齢者医療制度)

◇市高齢者医療保険グループ
(0798・35・3110)
◇兵庫県後期高齢者医療広域連合
(078・326・2021)

平成20年4月から、75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の皆さんを対象とする「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」が始まりました。
同制度の保険料および被保険者証の更新についてお知らせします。

※現在、国において同制度の見直しを検討されています。見直し内容については、決まり次第、改めて市政ニュースなどお知らせします

平成20年度保険料が 決定しました

このたび、平成20年度の保険料が決定しましたので、被保険者の皆さんに「保険料額決定通知書」を7月16日に発送します。保険料について分かりやすく説明したリーフレットも同封していますので、あわせてご覧ください。

保険料計算方法

保険料は被保険者一人ひとりに負担してもらいます。

保険料額は、平成19年中の所得に応じて計算しており、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額との合計額です(右下图1参照)。最高限度額は年額50万円です。

※図1の基準総所得金額とは、総所得金額等(収入額-控除額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額をいいます。ここでいう控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことです。所得控除(社会保険料控除および扶養控除)は含みません

図1 保険料の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{①均等割額} \quad 4万3924円 + \text{②所得割額} \quad \frac{\text{平成19年中の基準総所得金額} \times 8.07}{100} \\ & = \text{③平成20年度年間保険料} \quad (\text{最高限度額} 50万円) \end{aligned}$$



保険料の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主(被保険者でない人も含む)の総所得金額等の合算額が、定められた基準を下回る場合は、保険料(均等割額)が軽減されます。なお、所得が未申告の場合は軽減対象になりません。

所得が未申告の人には簡易申告書を送付していますので、至急、高齢者医療保険グループ(市役所本庁舎1階)へ提出し

保険料の減免

次のような事由に該当するときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

【減免事由】災害で大きな損害を受けたとき▽所得の著しい減少があったとき▽他の被保険者や世帯主が死亡したことなど

保険料の納め方

保険料は、原則として特別徴収(年金からの徴収)になります。ただし、特別徴収の対象にならない年金額が年額18万円未満の

保険料ご質問コーナー

7月17日~29日に開設

市は、次のとおり長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の「保険料ご質問コーナー」を設けます。保険料の算定方法についての質問や納付方法の相談にお答えしますので、ご利用ください。問合せは高齢者医療保険グループ(0798・35・3110)へ。

【日程】7月17日~29日(土・日曜、祝日を除く)の午前9時~午後5時
【会場】市役所東館8階

在日外国人学校 就学補助金

9月30日まで申請を受け付け

受け付けています。対象などは次のとおりです。
申請は9月30日までに、学事グループ(0798・35・317)へ。

【対象】平成20年7月1日現在、在日外国人学校に在学している平成5年(1993年)4月2日~14年(2002年)4月1日生まれの在日外国人児童・生徒がいる市内在住の保護者。ただし、19年(2007年)中の同一生計の家族の総所得金額(給与所得者は給与所得控除

被保険者証について

負担割合は毎年、8月に見直します

平成20年8月以降の負担割合は、20年度の市民税課税標準額(19年中所得を基に算出)に基づいて算定されます。被保険者証の負担割合の区分と1カ月間の自己負担限度額等は、表1のとおりです。

「基準収入額適用申請書」を送付します

負担割合の見直しにより、8月以降の負担割合が「3割」と判定された人でも、申請により負担割合(もしくは自己負担限度額)が下がる可能性のある人には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を送付しています。該当する人は、8月29日

「減額認定証」の更新手続きをお忘れなく

市民税非課税世帯の人に交付している「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証という)の有効期限は7月31日です。現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も対象になる可能性のある人に、更新のための申請書を送付しています。引き続き交付を希望する人は、申請書を7月15日(必着)までに返送してください。

【適用区分】

①低所得I...同一世帯の全員が市民税非課税で、世帯各人の所得(年金所得は控除額を80万円で計算)が0円になる人
②低所得II...同一世帯の全員が市民税非課税の人(市民税等を申告していない人が世帯内に1人でもいる場合は低所得Iを適用。所得が0円で、低所得Iの適用を受けるためには、簡易申告等の所得申告が必要)

表1 負担割合と1カ月間(月の1日~末日)の自己負担限度額など

区分	割合	自己負担限度額		入院時の食事代の標準負担額(1食)
		外来(個人ごと)の限度額	外来+入院(世帯ごと)の限度額	
現役並みの所得がある人	被保険者証の負担割合...3割	4万4400円	8万100円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月間に3回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
	被保険者証の負担割合...3割(自己負担限度額「一般」適用)	1万2000円	4万4400円	260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	260円
市民税非課税世帯の人	低所得区分II	8000円	2万4600円	90日までの入院210円 90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)160円
	低所得区分I	8000円	1万5000円	100円

後の金額)を合算したものが、家族数に応じた基準所得以下の場合に限る ※基準所得...2人家族398万6000円、3人家族485万4000円、4人家族556万6000円、5人家族682万8000円など
【補助金額】平成5年(1993年)4月2日~8年(1996年)4月1日生まれの生徒の保護者...年額5万円▽平成8年(1996年)4月2日~14年(2002年)4月1日生まれの児童の保護者...年額7万円

中学校夜間学級 就学助成金

申請は7月25日までに

教育委員会は、市内在住の中学校夜間学級に在学者で、経済的な理由により就学援助を必要とする人を対象に、「中学校夜間学級就学助成金」を交付します。申請は、7月25日までに学事グループ(0798・35・317)へ。